**大阪市告示第1391号**

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　担当

(1)　入札担当　〒541-0053　大阪市中央区本町１丁目４番５号　大阪産業創造館９階

契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話:06-6484-7920

(2)　設計担当　〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所６階

都市整備局企画部公共建築課(企画設計グループ)

電話:06-6208-7875

(3)　契約担当　〒541-0053　大阪市中央区本町１丁目４番５号　大阪産業創造館９階

契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話:06-6484-7920

２　入札に付する事項

(1)　工事名

中央体育館天井改修その他機械設備工事－４

(2)　工事場所

大阪市港区田中３丁目１－40　八幡屋公園内

(3)　工事期間

契約日～令和11年２月19日

(4)　工事概要

・天井改修工事に伴う機械設備工事

・空調設備工事

・換気設備工事

・排煙設備工事

・自動制御設備工事

・衛生器具設備工事

・給排水設備工事

・給湯設備工事

・消火設備工事

・特殊消火設備工事

・ガス設備工事

・雨水利用設備工事

・撤去工事

(5)　入札方法

大阪市調達・契約システム（以下「調達・契約システム」という。）又は郵便による。

(6)　発注方式

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の混合方式

(7)　入札予定価格

事後公表

(8)　低入札価格調査

適用

(9)　議会の議決

要

(10) ＷＴＯ

適用

(11) 落札方式

本工事は、技術的な工夫の余地が小さいため、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

(12) 大阪市週休２日工事

本工事は、大阪市週休２日工事実施要領における「完全週休２日（土日）Ⅱ型」の適用工事である。

3　入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、入札参加資格審査申請書提出期限日現在による。

(1)　単体企業に関する条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の管工事の総合評定値が1,100 点以上であること。なお、入札参加資格審査申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用する。

イ 建設業法第３条に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること

ウ 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

(ｱ) 建設業法第26条第１項及び第２項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。

(ｲ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること

(ｳ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、３か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

エ 入札参加資格審査申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税・森林環境税[普通徴収]、市・府民税・森林環境税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること。ただし、本市の調査により未納が判明した場合、本市の指示に従い令和８年11月10日(木)までに納付すること

オ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること

カ 消費税及び地方消費税を完納していること

キ 建設業法第28条第３項若しくは同条第５項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

ク 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

ケ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

コ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

サ 経営事項審査の審査基準日が１年７か月以上経過していないこと

シ サの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事の年平均が「０」でないこと

ス 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正

11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあっては、すべての組合員が本要件を満たすものであること

セ 単体企業と共同企業体の構成員と双方で参加することはできない。

(2) 共同企業体に関する条件

ア 経営形態は共同施工方式とする。

イ 共同企業体は、２者で自主結成すること。

ウ 最小出資比率は30％とする。

(3) 共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件

ア 経営事項審査結果の管工事の総合評定値が代表者は1,100点以上、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。

なお、入札参加資格審査申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用する。

イ 建設業法第３条に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること

ウ 代表者は、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

(ｱ) 建設業法第26条第１項及び第２項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。

(ｲ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること

(ｳ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、３か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

エ 代表者以外の構成員は、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

(ｱ) 建設業法第26条第１項及び第２項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。

(ｲ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札参加資格審査申請書提出期限日現在において、３か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

(ｳ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること

オ 入札参加資格審査申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税・森林環境税[普通徴収]、市・府民税・森林環境税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること。ただし、本市の調査により未納が判明した場合、本市の指示に従い令和８年11月10日(火)までに納付すること

カ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること

キ 消費税及び地方消費税を完納していること

ク 建設業法第28条第３項若しくは同条第５項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

ケ　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

コ　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

サ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

シ　経営事項審査の審査基準日が１年７か月以上経過していないこと

ス　シの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事の年平均が「０」でないこと

セ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあっては、すべての組合員が本要件を満たすものであること

ソ　各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

タ　代表者は出資比率が構成員中最大であること

(4)　その他

単体企業又は共同企業体の代表者は、大阪市指定給水装置工事事業者であること。

(5)　関係会社の入札参加制限

当該入札に参加しようとする者の間で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの１者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定

する親会社等をいう。(ｲ)において同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合

ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会

社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　以下のいずれかに該当する２者の場合

(ｱ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員

(ｲ) 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

(ｳ) 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

エ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記アからウと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4　入札説明書等の交付

公告日から調達・契約システム及び１(1)の担当で交付する。ただし、１(1)の担当での交付は令和８年10月30日(金)までとする。

5　設計図書等の交付

公告日から調達・契約システム及び１(1)の担当で交付する。ただし、１(1)の担当での交付は令和８年10月30日(金)までとする。

6　入札参加申請書の提出

公告日から令和８年10月30日(金)午後５時までに調達・契約システム及び郵送により行うこと

7　入札書の提出期間

令和８年12月16日(水)午前９時から令和８年12月17日(水)午後５時に調達・契

約システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は令和８年12月17日(水)午後５時までに必着すること

８　工事費内訳書及び自己採点表の提出

入札にあたっては、工事費内訳書及び自己採点表の提出を要する。

９　開札の日時及び場所

(1) 日時（予定）

令和８年12月18日(金)午後１時30分

(2)　場所

ア　電子による場合　調達・契約システム上とする。

イ　郵送による場合

大阪市中央区本町１丁目４番５号　大阪産業創造館11階

大阪市契約管財局契約部入札室

10　入札の無効

(1) 契約規則第28条第１項各号の一に該当する入札

(2) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札

(3) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(4) 工事費内訳書及び自己採点表を提出しない者が行った入札

(5) 提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合

ア 工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）の記載がない。

イ 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない。

ウ 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。

エ 見積の内訳金額が０となっている項目があるなど、見積が適切に行われな

かったことが明らかである場合（材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について、記載がない場合、暫定的に無効としない。ただし、法定福利費の記載がない場合は無効とする。）

オ 商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札書の情報と明らかに異なる。ただし、誤字や脱字と識別できる場合、または入札書提出時以降に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。

(6) 提出した自己採点表が、次の項目に該当する場合

ア 工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）を記載していない。

イ 商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札者の情報と明らかに異なる。

(7) 自己採点の根拠資料を提出しない者のした入札

(8) 自己採点の根拠資料の作成に関し不正が行われたと認められる入札

(9) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

ア 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札者がした低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格の入札

イ 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(10) 開札時から落札決定までの間において、単体企業又は共同企業体の構成員（代表者を含む。）が次のいずれかに該当した場合

ア 建設業法第28条第３項若しくは同条第５項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 直近の経営事項審査の審査基準日が１年７か月以上経過した場合

オ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「０」の場合

(11) ３(5)に定める関係会社の参加制限に該当する２者がしたそれぞれの入札

11 落札者の決定

(1) 落札決定日(予定) 令和９年１月８日(金)

※予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して５日後

(2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある。

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

基準評価値＝〔標準点／予定価格〕×100,000,000

(3) 評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、この場合において評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を上位者とする。

(4) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の３以上） 免除

(2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上）　納付

13　前払金

契約金額の40%（年度分割）とする。

14　契約条項を示す場所

調達・契約システム及び１(1)の担当とする。

15　その他

(1) この調達については、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否　　要

(4) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　有

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 詳細は入札説明書による。

16　Summary

(1) Subject matter of the contract：

“Ceiling Renovation and Other Construction Relating to Mechanical Equipment Installation at Central Gymnasium－4”

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation：

5:00PM, 30 October 2026

(3) The date and time for the submission of tenders：

①on the Osaka City Electronic Procurement and Contract System：

from 9:00AM, 16 December 2026 to 5:00PM,17 December 2026

②by post：5:00PM, 17 December 2026

(4) A contact point where tender documents are available：

Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The city of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053,

TEL 06-6484-7920

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

（契約管財局契約部契約課）